



市からの連絡帳

年金・税・福祉

年金手帳は大切に ～再交付について～

年金手帳は、年金に関する手続きなどで必要になりますので大切に保管してください。

Table with 2 columns: 年金種別, 申請先. Rows include 第1号, 任意加入, 第2号, 第3号.

※平成27年10月より、共済年金は厚生年金に一元化されました。

※60歳以上で、現在年金未加入の方(厚生年金に加入する際に必要になったなど)は、最後に加入していた年金種別になります。

国民年金(1号・任意加入)の方が市役所で再交付申請をする場合

持本人確認書類・認め印 ※お手元に届くまで、1カ月半ほどかかります(市役所では交付していません)。

武蔵野年金事務所 0422-56-1411 ◆保険年金課 042-460-9825

事業主の皆さんへ eLTAX(電子申告・電子申請)が便利です

[eLTAX]は、地方税の申告や届け出などの手続きを、インターネットを利用して行うシステムです。

対象となる税目・内容

- 個人住民税(給与支払報告書、特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書、給与所得者異動届出書ほか)
法人市民税(申告書、設立・設置届出書、異動届出書)
固定資産税(償却資産申告書)
eLTAXの利用開始手続き・操作方法などは、eLTAX HP をご覧ください。

問い合わせ先

法人の電子証明書取得方法・eLTAX eLTAXヘルプデスク 0570-081459 または 03-5500-7010 ※平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)

- 個人の市・都民税(特別徴収) ◆市民税課 042-460-9828
法人の市民税 ◆市民税課 042-460-9826
固定資産税 ◆資産税課 042-460-9830

確定申告における高齢者の障害者控除

申請により障害者控除対象者認定書を調査のうえ交付します。これを基に確定申告をすると、障害者控除の対象となります。

対市内在住の65歳以上の方で、次に該当する方(身体障害者手帳・愛の手帳所持者は申請不要)

- 障害者控除…身体障害者3～6級に準ずる、知的障害軽度・中度に準ずる
特別障害者控除…身体障害者1・2級に準ずる、知的障害重度に準ずる、寝たきり高齢者(約6カ月以上常に臥床し、日常生活に支障がある)
※介護保険の認定者の方は、介護認定調査票に基づく。認定者以外は、障害者控除の対象になることを証明する医師の見書(市指定の様式)が必要です。

申 1月4日(休)から、高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター・田無庁舎1階)へ 持認め印

※認定書発行までに2週間ほどかかりますので、お早めに申請してください。

◆高齢者支援課 042-438-4028

身体障害者電話使用料等助成の新規申請が終了します

固定電話回線を設置している在宅重度身体障害者の方へ、電話使用料の一部を助成してきましたが、固定電話加入者の減少、携帯電話・インターネット環境の普及を考慮した結果、新規申請は平成30年3月30日で終了することとなりました。ご理解をお願いします。

◆障害福祉課 042-438-4033

介護保険事業者ガイドブックを発行

ガイドブックは、西東京市介護保険連絡協議会に参加し、市と連携して介護保険サービスを提供している事業者を掲載しています。ぜひご活用ください。

配布場所

高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター・田無庁舎1階)・出張所・地域包括支援センター ◆高齢者支援課 042-438-4032

スポーツ・選挙

スポーツ施設利用者登録の更新

平成24年4月1日～翌年3月31日にスポーツ施設の利用者登録および更新手続きをした個人・団体は、5年の有効期限が切れるため更新が必要です。

※対象者は、1月1日以降に公共施設予約管理システムへログインした際、メニューの上に有効期限が表示されます。

対象施設 スポーツセンター・総合体育館・きらっと・武道場・向台運動場・芝久保運動場・芝久保第二運動場・ひばりアム・健康広場・市民公園グラウンド

受付

時 1月4日(休)～31日(水)(9日(火)は休館) 場 スポーツセンター・総合体育館・きらっと

提出書類

- 個人登録(高校生以上のテニスコート利用者)…利用者登録届書・本人確認書類
団体登録(10人以上(テニスコートは4人以上)で構成された団体)…利用者登録届書・団体登録名簿・代表者または担当者の本人確認書類

※市内在勤・在学の方はそれを証明する書類(写し可)の提示が必要です(市内在住者が過半数に満たない団体のみ)。

※届書などは、受付場所・市HPで配布 ※利用者登録証を発行するため、受付に時間がかかります。

※政治・宗教・営利目的、重複登録、虚偽申請は、登録・更新不可。過去の利用実績などにより更新をお断りする場合あり ※登録内容に変更が生じたときは、その都度受付場所へ届け出てください。

問 スポーツセンター 042-425-0505 ◆スポーツ振興課 042-438-4081

12月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

登録者数

男性8万1,066人、女性8万6,539人、計16万7,605人 前回選挙時登録者数と比較すると、男性119人増、女性77人増、計196人増加しています。

定時登録の要件

- 1 日本国民
2 平成11年12月2日以前に出生
3 12月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、9月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または、8月1日以降の転

出で、転出前に3カ月以上居住していた

- 在外選挙人名簿登録者数 男性100人、女性110人、計210人
在外選挙人名簿登録の要件
1 日本国民
2 登録申請時に満18歳以上
3 他市区町村の在外選挙人名簿に登録されていない
4 在外選挙人名簿の登録申請に関し、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある
◆選挙管理委員会事務局 042-438-4090

募集

市民宅配協力員(ボランティア)

内 図書館で行っている来館困難な人への本の宅配サービス ※登録前に選考面接実施
説明会 時 12月22日(金)、1月12日(金)午後2時 場 戸谷図書館 申 12月15日(金)午前10時から下記へ電話・来館 ◆戸谷図書館 042-421-4545

その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。 ◆匿名(ホルン1本) ◆管財課 042-460-9812

議員の寄附行為は禁止されています

議員は、選挙区内の方に対する下記の行為が禁止されています。 市民の方が議員に対して実費を伴う行事や会費が必要な催しを案内する際には会費を明示してください。 皆様のご理解とご協力をお願いします。
寄附行為(禁止事項)
●お金や物の贈答
●時候の挨拶状の送付(答礼のための自筆によるものを除く)
●地域の祭り・会合などへ差し入れ・祝い金・賛助金を出すこと
◆議会事務局 042-460-9860

固定資産税の減額

◆資産税課(田無庁舎4階) 042-460-9830

※いずれも工事後3カ月以内に、資産税課への申告が必要です。

住宅耐震改修工事

減額分 2分の1(住宅面積120㎡まで)
減額要件 ●昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●1戸当たりの工事費用が50万円超
必要書類 1 耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 2 固定資産税減額証明書 3 耐震改修工事費用の領収書の写し

住宅のバリアフリー改修

減額分 3分の1(住宅面積100㎡まで)
減額要件 ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ●改修後の床面積が50㎡以上 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額)

●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
必要書類 1 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 2 工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真など)と工事費用の領収書の写し 3 納税義務者の住民票 4 居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し 5 補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類
※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

減額分 3分の1(住宅面積120㎡まで)
減額要件 ●平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●改修後の床面積が50㎡以上 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
必要書類 1 住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 2 熱損失防止改修工事証明書 3 工事費用の領収書の写し 4 納税義務者の住民票
※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)